

基調講演

## 保育における Co-Agency を考える —子どもの育ちと人権の視点から—

講演者 山縣 文治（関西大学）

### 講演要旨

本講演では、子どもの育ちと人権の観点から、保育における Co-Agency について考えていきたい。

まず、子どもの育ちと人権・権利を考えるにあたって、「人権」と「権利」に対する理解について確認しておきたい。「1. 義務や責任を果たさない人には、人権は認められない」「2. 義務や責任を果たさない人には、権利は認められない」、これら二つの文章を読んで、皆さんはどういうふうに感じられるだろうか。

続けて、近年のこども家庭福祉改革の背景と動向を振り返ることから、理論的背景と政策動向を共有したい。理論的背景としては、子どもの権利条約（1989年）、国連子どもの権利委員会所見（1998年～2004年～2010年～2019年）、代替的養護に関する国連指針（2009年）などが根幹となる。それらを踏まえた我が国の展開として、一連の子ども・子育て支援に関する政策がある。代表的なものとして、社会的養護の課題と将来像（2011年）、子ども・子育て支援法（2012年）、児童福祉法改正（2016年）、新しい社会的養育ビジョン（2017年）、児童福祉法改正（2019年）、児童虐待防止法改正（2019年）などがあり、近年においては、こども基本法成立（2022年）、こども大綱策定（2024年）など、いずれも今後の施策の方向性を示す重要な施策が展開されている。

また、これらには共通の重要なキーワードが内包されている。基本的人権、能動的権利、最善の利益の配慮、子どもの声の尊重（意見表明 意向確認 意思決定支援）、子どもの参加・参画、子どもの養育に関する保護者の第一義的責任といったものである。

子どもの養育（保育・福祉）の起点をどこに求めるかについての前提を考えるにあたっては、日本国憲法や児童福祉法、こども基本法を参照していく必要がある。特に、こども基本法第1条において、「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その児童の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする」と謳われている。

これらからは次のような見解を述べることができる。保護者や社会から育てられるのは子どもの人権（無条件に保障されるものである）ととらえるべきものである、とりわけ乳幼児期における保育・養育は、保護者に第一義的責任があるが、それとともに行政にも共同の責任がある、保育・養育の実施は、社会的責任のもとで行われるべきものであり、特定の機関が抱え込んで実施すべきものではない、憲法第89条に基づき、公の支配に属すると位置づけられる教育や福祉機関は、たとえ民間法人であろうとも、行政とともに、公的機関として責任を果たす必要がある。

さらに本講演では上記を前提としながら、保育における Co-Agency について考えていきたい。その際、切れ目のない支援を考えるにあたっての「切れ目」、予防的視点での支援の段階、地域福祉の拠点としての展開の可能性等に言及しつつ、Co-Agency の意義と目的を確認していく。さらに、就学前保育・教育施設が歩んできた道を振り返り、就学前教育・保育施設における子育て支援の位置づけについて確認する。その上で、Co-Agency の推進に際して意識しておくべきこと等についての論者の考え方を提示し、今後の展望を図りたい。

## ■ プロフィール

山縣 文治（やまがた ふみはる）



### <略歴>

- 1954年 生まれ  
1972年 大阪市立大学大学院後期博士課程中退  
1972年 大阪市立大学生活科学部助手  
2003年 大阪市立大学教授  
2012年 関西大学教授  
2022年 関西大学名誉教授

### <所属学会>

日本保育学会 日本社会福祉学会 日本子ども家庭福祉学会 日本地域福祉学会 日本子ども社会学会 他

### <社会活動>

こども家庭審議会委員（児童虐待防止対策部会部会長 社会的養育・家庭支援部会部会長）  
社会福祉法人全国社会福祉協議会理事 公益社団法人家庭養護促進協会理事長  
認定特定非営利法人子どもの里理事 他

5月11日（土）12:30～14:30 第2会場

## 実行委員会企画 シンポジウム1

# 子どもの育ちのインクルーシブな支援をめざして —神戸市の試み—

企 画 第77回大会実行委員会

話題提供 永瀬 裕朗（神戸大学大学院医学研究科 教授）

北林久仁子（神戸市こども家庭局 指導研修担当 部長）

指定討論 久保山茂樹（国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター長）

司会・趣旨説明 北野 幸子（神戸大学大学院 教授）

## 1 企画趣旨

2023年に子ども家庭庁が創設され、子どもをまんなかに、そのウェルビーイングをはかる一体的な支援が進められつつある。また現在、乳幼児期からの人権の保障は重要な課題とされ、子どもの声を各種決定に反映させることや、個別最適化教育をさらに広げること、そして、インクルーシブ教育の実現の必要性が指摘されている。子どもをまんなかに、個々に応じたインクルーシブな支援は、今後ますます発展することが望まれよう。そのためには支援には、医療や、保健、福祉、教育の分野での互恵的な連携協働が不可欠であると考える。しかし現状では、分野間での支援内容等が十分に共有されているとはいえない。

神戸大学医学研究科では、2019年より、神戸市内を中心に発達支援に従事する専門職を対象とした、神戸子どもの発達支援研修会を神戸市の後援を得て主催してきた。また、神戸大学人間発達環境学研究科では2018年より、神戸大学附属幼稚園と連携のもと、神戸市こども家庭局の事業として、全市の全ての園との連携協働による共同研究事業「乳幼児教育実践の質の維持・向上にかかる保育者の専門性に関する研究」に従事してきた。これらを活かし2023年度には、学際的でかつ実践的な連携協働を目指し、神戸市と両者の共催による、医療および保育関係者による研究会・ワークショップが開催された。その他、神戸市では、医療と保育の連携協働による試みが進められつつある。

本シンポジウムでは神戸市の事例を題材に、子どもの育ちのインクルーシブな支援を、各地域でこれからいかに進めていくことが可能かについて議論を深め、互恵的な連携協働の在り方を、共に考えていきたい。

## 2 話題提供

### (1) 医療・療育の実際から

永瀬 裕朗（神戸大学大学院医学研究科 教授）

医療の構造は、主訴、診察所見、鑑別、検査、診断、治療からなり、それは乳幼児の発達に関わる分野でも同じである。子どもは患者として私たちの前に現れ、保護者は治療や訓練を望んでいる。私たちは母親の妊娠中の状況、子どもの出生前後の状態、発達歴、既往歴を聴取し、神経学的診察と行動観察を行い、発達の問題の原因となりうる疾患の候補（鑑別診断）をリストアップし、発達検査、血液検査、脳波検査や画像検査などを用いて、発達障害や原因疾患の診断を行う。稀ではあるが、治療可能な原因疾患が突き止められた場合にはそれを治療する。また原因疾患に関わらず、発達の問題で不適応を起こしている場合には障害と診断し、その子どもの能力に応じた訓練・療育を行うが、それらは根本治療ではなく対症療法である。現代の医療では根治療法、対症療法とともに、明らかに有効であることが示されていること（エビデンス）が要求される。このような枠組みの「診療」が発達支援に関して医療が担う「特異的な」役割である。このことは私たち医療者にとっては自明なのであるが、保育や幼児教育の専門家にとってはどうなのであろうか？もちろん発達支援としての診療には、それ以外の要素、例えば保護者の

話を傾聴すること、子どもと親に寄り添うことなどの構えが極めて重要である。しかし、これらは医療だけに限ったものではなく、他分野の人も同様の働きができるので必ずしも医療が担う、医療化する必要はない。

このような文脈で保育、幼児教育の特異的な役割とは何であろう？演者など医療者からすると、日中の多くの時間を共有する集団生活の中での子どもへの関わりによる発達支援、子どもと保護者をコミュニティの一員として育むことなどは保育、幼児教育の特異的役割であると思う。

神戸大学小児科には神戸市の寄附講座として、障害児、児童虐待、母子保健などに関わる臨床・研究・教育を行う部門が設置されている。これらの臨床業務は医療だけではなく、教育、保健、福祉などとの協力が不可欠であり、演者らは子どもの発達支援に関わる地域の専門職同士の顔の見える協働を目指して神戸子どもの発達支援研修会を開催してきた。臨床業務や研修会を通して問題点を共有する基盤ができてきたように思う。

保育・幼児教育と医療の専門職が、互いの専門性をよく理解し、どのような問題はどの分野で取り組むことが有効であるのか？という共通認識を持った支援体制のモデルづくりを今後目指していきたい。

## (2) 乳幼児教育・保育の現場から

北林久仁子（神戸市こども家庭局 指導研修担当 部長）

神戸市内の乳幼児保育施設においては、発達に課題を持つ子どもたちの保育を支えるすこやか保育制度がある。この制度では、保護者の申請を受けて発達の検査や状況確認を行い、対象と認定されると、子どもの状況にあわせて半日から一日支援する保育士が配置される（私立の場合は補助金給付）。また、対象児の在籍する園には、こども家庭局内のすこやか保育巡回チームが概ね2年に1回程度巡回指導を行っている。

神戸市内のことども園、保育園、保育所、小規模保育事業所は約450園ほどあり、その中ですこやか保育の対象になっている子どもは、令和5年9月現在で999人であった（なお、施設による人数の偏りがかなりある）障害の種別としては知的障害と発達障害などの割合が高く、一日対応となる重度の子どもは約40人である。医療的ケア児は約20で、その半数は、すこやか対象とはなっていない医療的ケアのみが必要な子どもである。

### 〈保育実践現場における事例〉

進行性の障害を持つ3歳児、主治医等医療機関との連携を十分に行い、保育を実施した。ベッドを中心だったが、3歳児クラスで共に過ごすこともあり、短い間だったがとても良い時間を過ごした。どのような障害があっても共に過ごすことを保障したいと思う反面、一方でこの場所がベストなのか？と迷ってしまう現場の思いも理解でき、一層、医療など他の専門機関との連携の重要性を強く感じた。

親の強い思いで、発達障害とされていたA君とそのクラスの事例。竹馬に乗れなかった友だちの気持ちにじっと見ていた彼が共感し、くみ取り、彼とのやり取りの中で、友だちは竹馬に乗れるようになった。安易にレッテルを張ることの危険を感じると共に、集団で共に育つ子ども同士の絆や伸びていく力の素晴らしさを実感することができた。

### 〈行政保育者としての巡回指導の事例〉

予測しにくい気分のむらがあり、手が付けられないほど暴れる子どもの対応に苦慮していた現場を支えた事例。巡回指導を繰り返し寄り添うと共に、同行指導の言語聴覚士の研修を保育所職員全員が受ける機会を作った。専門的視点から彼の困り感を聞くことで、職員の思いが変化し、彼自身も徐々に落ち着くことができた。

子どもにどのような条件があっても、共に育つことを保障し支えるために、他の専門機関との連携の重要性を強く感じている。神戸市では、令和5年度からすこやか巡回指導に、言語聴覚士や臨床心理士など、様々な専門家の同行巡回の回数を増やしている。あわせて、連携する専門機関に保育現場の状況を正しく知っていただくことの重要性も強く感じている。

## 国際シンポジウム

# 0歳（乳児期）を基軸とした生涯教育の在り方について

企 画	国際交流委員会・OMEP日本委員会
講 演	Desirée López de Maturana L. (Serena University・OMEP南米地域副総裁)
指定討論	門田 理世（西南学院大学・国際交流委員会） ユリア（へきなんこども園）
翻 訳	木原 圭（創作の杜おいけあした保育園）
司会・趣旨説明	岩立 京子（東京家政大学・国際交流委員会） 上垣内伸子（十文字学園女子大学・OMEP日本委員会）

## 1 企画趣旨

近年、世界の潮流として0歳児を基軸として教育を捉え直す動きがみられる（例：スペイン、デンマーク、スウェーデン、チリ等）。これは保育の一元化問題と連動して考えられる政策上の観点だけでなく、乳児期をどの領域で捉えるかという専門性の再定義の意味合いも含んでいる。乳児期に教育的要素が含まれていることは、現行の保育所保育指針において領域との関係性が明示されたことで、我が国においてもある一定の方向性は示されていると言えるが、他の諸国におけるこの課題のベクトルから学ぶことの意義は大きい。

本国際シンポジウムでは、OMEP南米地域副総裁・Serena University教授のDesirée López de Maturana L.先生をお招きし、0歳から就学前までを「教育」として法整備したチリの事例から、乳児期における専門性の捉えなおしを検討したい。

## 2 講演概要

### Lifelong learning from age 0. Early childhood education in Chile. Track record and milestones

Desirée López de Maturana L.

チリでは、教育を子どもたちの成長に大きな影響を与える重要な課題と捉えており、質の高い教育環境の提供が強く求められています。国は歴史的なマイルストーンを経て、JUNJI（国立保育教育委員会）の設立やオルタナティブ・プログラムの創設など、早くから0歳からの保育・教育の発展に取り組んできました。JUNJIは1970年に創設され、安全な保育・教育を提供し、働く女性の参加を支えてきました。その後、軍事独裁政権下で活動が制限されましたが、現在は総合的なケアを提供するJUNJIが存在し、家族や地域社会と協力しながら乳幼児教育施設の運営をリードしています。1990年に民主主義が回復した後、教育省はJUNJIと協力して多様なオルタナティブ・プログラムを提供し始めています。これらのプログラムは共同体主義的な本質を持ち、地域社会が提供する学びの機会に焦点を当てており、教育改革の一環として、専門家による評価に基づいた乳幼児教育へのアクセスの不平等を軽減する柔軟な選択肢とされています。

2000年には、乳幼児教育におけるカリキュラム改革が行われ、子どもが乳幼児教育の主体であるという新しい概念や家族の重要性、多様性の尊重、挑戦的な学びのあり方を主軸に、子ども達にとって「意味のある」指導方法等が導入されました。この改革により、生後数ヶ月から初等教育入学までの総合的な学びのプロセスを導く「就学前教育のためのカリキュラム」が誕生し、チリだけではなくラテンアメリカにおける就学前カリキュラムの基礎として認識されています。同時に、妊娠期から9歳までの子どもたちの発達を支援し、子どもの権利に基づく普遍的な児童保護制度「チリ・クレセ・コンティーゴ」が設立されました。バチエラ前大統領が社会経済的な階層が生涯にわたる予測因子とならないためにも包括的な児童保護制度の必要性を訴えたことから、子どもの権利、経済的・社会的権利の統合、乳幼児期の重要性を基にしたこの制度は、今も社会的不平等への取り組みとして位置づけられ

ています。

2014年から2018年までの期間におけるチリの教育改革では、0歳から4歳の年齢層に焦点を当て、国家の役割を強化することが主要な目標とされました。政府は教育を基本的な社会的権利と認識し、市民に0歳からの教育へのアクセス、質、財政の面で明確な保障を提供する必要性を強調しました。それに伴い、公教育の強化、統合と社会的包摂の促進、生涯にわたる平等な教育機会の創出など、多岐にわたる原則と目標も設定されました。乳幼児教育においては、0～4歳における保育教育施設への無料通園保障が拡大され、保育施設の数も増設されました。同時に、既存の乳幼児教育制度が更新され、省庁の改変に伴い JUNJI の役割も教育の質の向上に特化されるようになりました。加えて、保育者や施設長への研修の導入もされ、専門的な制度枠組みが整備されています。チリの教育制度における重要な初めの一歩として乳幼児教育が位置づけられ、乳幼児カリキュラムでは遊びを学習の基本的な軸として強調しています。加えて、保育・教育活動の目的や指針は、経験を通して促される子どもの育ちと主体性を守りながら、更新されています。

チリの乳幼児教育における挑戦は、インクルーシブ教育、多様性、異文化間、ジェンダー、シチズンシップ、SDGs などに対応し、教育の質向上を目指して新たな要素を組み込んでいくことです。これらに対処する新しいアプローチについて、皆さんと一緒に学べればと思っています。

## 2 指定討論

### (1) 諸外国が唱える0歳（乳児期）からの「教育」の意味について

門田 理世

乳児期からの教育を考える起点を、乳児期をどこで誰と過ごすのか、そして、それを誰が管轄するのかの視点から捉えてみると重要であると考えています。例えば、保護者と家庭で過ごしていた乳幼児が、保育者と保育施設で過ごす日々へと移行する過程には、省庁の移管に伴う意識の変容が見て取れます。この流れの中で0歳児（乳児期）からの教育に対する認識はどのように変遷したのでしょうか。保護者の観点からは、就労と育児をいかに両立させるかの議論を経て、育児は保育施設との協働によるものとなり、保育施設には多様な価値観が持ち込まれることになります。省庁や保育制度の改変に伴い、保育における「教育」の質を考える方向性へと舵が着られるようになったともいえます。それは Desirée López de Maturana L. 先生のチリの事例からも明らかです。また、EU 加盟国においても、デンマーク、スペイン、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー等、保育を一元化した国々では教育省が主管となり、0歳児からの保育政策が展開されています。これら国々における乳児期のカリキュラム・指導方法では何が重視されているのか。そのために保育者は何を学ぶことが求められているのか。今回提案されるチリの事例をもとに、子ども達及び保育者の視点から、0歳児からの保育政策、とりわけ、教育政策の位置付けについて議論してみたいと思います。

### (2) 日本における0歳（乳児期）を基軸とした生涯保育の在り方について

ユリア

日本においての乳児期の保育については、始まりはお寺などで孤児といった形で自然発的に始められその後、児童福祉法も整えられ現在では多くの0歳から6歳が保育園、こども園などで過ごしているのが現状です。

こうした状況の中で、子どもの権利条約で言われる「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」などは当初から守られ、安全な中で大人たちに見守られながら制度が整えられている所です。その中で基本的な生活習慣や社会性の育ちもある程度保障された中で保育がなされ、そうしたことが現在の日本人のまじめさや災害発生時に見られる他者を思いやる行動の基になっていると考えられます。

ただ先ほど書いた、子どもの権利条約で「参加する権利」の部分については少し弱いと感じる所があり、0歳（乳児期）からの保育でも意識的に大切にしていく必要があります。0歳であってもその意志が充分尊重され一人ひとりが大切に保育されている中で、自分が考えて決定し行動できる自立した人としての育ちに自然につながっていくものだと考えています。

## 実行委員会企画 シンポジウム2

# 保育のプロセスの質を問う

企 画 第77回大会実行委員会

話題提供 安達かえで（せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園 副園長）

飯田 美和（舞鶴市乳幼児教育センター 所長）

掘越 紀香（国立教育政策研究所幼児教育研究センター 副センター長）

指定討論 大豆生田啓友（玉川大学 教授）

司会・趣旨説明 田中 孝尚（神戸大学附属幼稚園 副園長）

## 1 企画趣旨

子どもの権利条約の精神にのっとり、誕生からの全ての子どもの権利保障の具現化や、SDGsの目標4の達成を目指す中、すべての乳幼児に質の高い教育を保障することが求められている。保育の質については、構造の質や、プロセス（実践）の質、子どもの学びや育ちの姿（Outcome）の質という観点から研究や実践が積み重ねられている（Lerner, 2015; OECD, 2015, 他）。構造の質とプロセスの質が必ずしも合致しないことや、保育のプロセスの質の標準化は、困難なものであることや、実践の状況に応じたものであること、相互作用や、対話、省察の大切さも指摘されている現状がある。プロセスの評価については、文脈を考慮し、日常的な相互作用のプロセスを、実践現場においてひとり評価しようとする方法の提案もなされている（Nordic Council of Association, 2022、等）。

日本においても、各実践現場、地域、そして日本独自の保育実践のプロセスの質を評価し、好事例を確認し、課題を抽出し、さらなる質の維持・向上を高めようとする試みが各地で実践されている。公開保育や、ドキュメンテーション研修、事例検討、往還型の研修、日本や地域独自のスケールの開発等も試みられている。

本シンポジウムでは、保育のプロセスの質評価について、実践現場や地域主体の実践、日本の保育文化や指針・要領を踏まえたスケール案の開発など、先駆的でチャレンジングな試みについての事例から学び、各園や地域が共に主体性を發揮し、互恵性のある保育プロセスの質の評価を、共に考えていきたい。

## 2 話題提供

### （1）保育プロセスの質を支える「らしさ」と心理的安全性

～対話的省察による保育者の専門性向上へ～

安達かえで（せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園 副園長）

本園では、保育プロセスの質向上への取組のひとつとして、保育者同士が対話的に省察を行っている。子どもの姿から育ちつつある力を解釈する「子ども理解」から、発達に則したねらいや手立てを考え、また子ども理解に戻るという保育の営みを大切にしている。その対話的な省察の事例を紹介したい。また、ECEQ®による公開保育を数年ごとに実施している。園を公開し、問い合わせという形で園外の参加者と意見交換をする過程で、新たな気づきや課題を発見する等、保育プロセスの質向上に寄与していることを実感している。

（一社）大阪府私立幼稚園連盟の26次プロジェクト研究では、実践事例やアンケートを元に、0歳児から6歳児までの非認知的能力の発達に注目して6年間の継続研究を実施した。日常の生活や遊びの中で見られる非認知的能力を検討し、その育ちの特徴を明らかにした。また、その発達を支える保育者の専門性に関して分析を行い、専門性の向上が子どもの非認知的能力の育ちに反映される傾向にあることが分かった。乳幼児期に非認知的能力を育むことの重要性を、リーフレットにまとめ、加盟園や家庭、地方議会議員や行政等に広く発信している。

保育プロセスの質と子どもの主体性の育ちは密接に関連しており、子どもの主体性を育む上で、「あなたはあな

たであっていい」という風土が園にあることが大切だと考える。また、子どもの主体性を育むにあたって保育者自身が主体的であることも重要であり、そのために心理的な安全空間を作ることが園のリーダーとして必要な役割と考える。

## (2) 地域における乳幼児教育の質の維持・向上に向けた取組

### ～舞鶴市乳幼児教育センター～

**飯田 美和（舞鶴市乳幼児教育センター 所長）**

市の乳幼児教育の推進拠点として、舞鶴市乳幼児教育センターを開設し、5年が経過した。本センターでは、乳幼児教育の方向性を示す「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」に基づき、公私、園校種を越えて「乳幼児教育の質の向上研修」に取り組んでいる。中でも「公開保育」や「ドキュメンテーション研修」は10年以上継続しており、この間には、方法等も工夫しながら変化させている。

公開保育では、公開園に乳幼児教育コーディネーターが複数回訪問し、指針・要領の解説や指導案等に関する園内研修をしたり、保育者と共に環境等を再構成したりして、日々の保育を振り返りながら見直しを行っている。一方で、対象クラスを限定した気軽に参加できる公開保育や「乳児保育・教育研修」の一環としての0、1、2歳児の公開保育、「保幼小連携研修」として小学校の教師を対象とした公開保育など、参加者の学びも重要視している。いずれも、実践者と参加者が実際の保育場面を共有し、子どもが感じたり、気付いたり、試したり、考え方たりする姿や子ども同士の相互作用、保育者の援助・環境構成などの保育のプロセスについて語り合い、多様な考えに触れ、自身の保育を振り返る機会となっている。同様に、ドキュメンテーション研修においても、経験年数に応じて対象を分け、作成方法や事例検討等を行う中で、様々な保育実践に触れ、対話する機会となっている。こうした取組が、センターを中心に地域の中で根付いてきている。

## (3) 「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」の紹介

**掘越 紀香（国立教育政策研究所幼児教育研究センター 副センター長）**

幼児期の教育の質が生涯にわたって影響を持つことが海外の縦断研究で示されて以降、日本でも幼児教育の重要性への認識が高まっている。当センターでは、平成29～令和4年度にプロジェクト研究「幼児期からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究」を行った。プロセスの質に関する研究では、海外の質評価スケール、特にプロセスの質を重視したSSTEWの知見を取り入れ、日本の幼児教育・保育の文化・文脈や幼稚園教育要領等に沿った「幼児教育における保育実践の質評価スケール案（以下「質評価スケール案」とする）」を作成し検討した。今回は質評価スケール案の内容の紹介と研修への活用について話題提供したい。

質評価スケール案は、9項目112指標から構成されている。3～5歳児の一つの対象クラスでの保育実践が対象であり、子供が行き来できる室内・戸外の全ての場所で、研修を受けた複数の評定者が、約3～4時間の保育観察と保育者インタビューを通して、7段階評定を行う。特徴としては、プロセスの質を重視したスケールであり、日本の幼児教育・保育に沿って、子供の主体的な関わり、社会情緒的な育ち・学びの芽生え等に着目している。また、研究目的で利用可能なものを目指しているが、評定のみが目的ではなく、研修の場で保育実践を捉えたり振り返ったりする観点の一つとして提示したいと考えている。例えば、園内研修で関心のある1項目を選び、その項目の指標をきっかけに保育実践について語り合えるようなツールであることを目指している。なお、質評価スケール案は活用可能な水準にはあるものの、検討課題が残されているため、引き続き園の協力を得ながら、更なる検討と改善を行う予定である。

## 学会企画 編集常任委員会シンポジウム

# 実践研究へのいざないVI —研究対象と研究者の関係性について考える—

企 画	編集常任委員会
話題提供	山下 愛実（宮崎国際大学） 湯澤 美紀（ノートルダム清心女子大学） 宇田川久美子（相模女子大学）
指定討論	矢藤誠慈郎（和洋女子大学）
司会・趣旨説明	神長美津子（大阪総合保育大学・編集常任委員会） 大沢 裕（松蔭大学・編集常任委員会）

### 1 企画趣旨

編集常任委員会企画シンポジウムでは、ここ数年「実践研究へのいざない」として質的研究の研究方法について議論を重ねてきた。その結果、保育実践についての質的研究の意義や背景となる理論や問題意識、さらに具体的な方法等についての論点が整理されてきている。具体的には、多様な実践を対象にして研究するに当たり、どのような問題意識をもって実践事例を収集するのか、その収集した実践事例をどのように分析していくのか、その分析結果を踏まえてどのように論文としてまとめていくのかといった一連の研究の流れにおける研究方法や分析方法である。

これらを踏まえて、本シンポジウムのテーマを「実践研究へのいざないvi～研究対象と研究者の関係性について考える～」とした。2022年度シンポジウムでは、「実践研究における“問い合わせ”の立て方について考える」をサブテーマとして、先行研究と問題設定との関係を取上げた。本シンポジウムでは、問題設定を一步掘り下げて、研究対象と研究者の関係性に焦点を当て実践研究の在り方を検討したい。以下の3点に沿って議論を深めていきたい。

- 1) 多様な実践を研究するに当たって、問題意識を掘り下げて「問い合わせ」を導いていく過程で、研究対象をどのようにしほっていくのか。
- 2) その際、研究対象と研究者の関係をどのようにおさえ、研究の方法や内容を導き出していくのか。
- 3) 論文にまとめる中で、研究対象と研究者の関係性どのようにおさえて、「問い合わせ」につないで論じていくのか。

以上の点を踏まえ、実践研究の基本に立ち返って、実践研究についての考えを深めていく。

### 2 話題提供

#### (1) 保育現場での参与観察における子どもを中心とした関係性の様相

山下 愛実

これまで保育現場において、子どもや保育者の視点からそこで創出された事象を捉えることを目指し、参与観察を行ってきた。その中で大切にしてきたことが、実際の現場において「いま、ここ」で生じている事象を子どもたちや保育者とともに体験すること、そして子どもの姿について対話することである。

ノートとペン、カメラを手に、身体の感覚を研ぎ澄ませて観察するのは、子どもたちの登園から降園までの時間である。しかし、その場ですべてを理解して記録をしていたわけではない。観察の最中には、即興的な子どもたちの関わりが次から次へと生まれるため、その脈絡を捉えきれないことも多々あった。

子どもたちの降園後は、カメラを手放し、保育者と一緒に掃除をした。子ども一人ひとりの靴箱に残る砂を集め、子どもと通った廊下をほうきをもって歩く。観察を終えても、子どもの姿が自然と思い出され、身体に感覚が残っていた。観察者が見た子どもの姿や不思議に感じた姿など、子どもの姿を中心として保育者と対話を重ねていった。立場の異なる保育者と観察者の相互交流では、保育者の見方や考え方の理解、さらに現場で起きている事象の見え

方が変わっていくことにつながっていった。また、保育実践を変えてほしいと思っていなくても観察者との相互交流が少なからず影響し、実践が変わっていくことも見られた。

保育者と観察者の関係性は、同じものを共に味わい、対話する中で培われていったと考えられる。そこで、興味深い事象と出会い、立場を異にする保育者と対話を重ねる中で立ち上がった問い合わせに基づく研究について、現場の人びととの関係性の様相に着目して話題提供を行う。

## (2) 一人ひとりの成長の物語を研究論文で語る

湯澤 美紀

研究者は通常、1) 研究の背景を整理し、問い合わせ（リサーチクエッション）を導出し、2) 問いに応じて研究方法や研究対象を確定し、3) そして、真理を得ていくといった手法を用いる。一方、研究対象者と研究者との出会いから問い合わせが生まれる場合もあれば、研究対象者と研究者の間にすでに特定の現象が存在し、そこから真理を記述しようと試みるところから研究が始まる場合もある。また、研究者の関心の所在が研究対象者にあるのか、研究対象者と相互作用する研究者にあるのか、それらを包括した現象そのものにあるのか、によっても研究方法や研究対象者との関係性は大きく異なる。一般的な研究手法に加え、こうした多様なアプローチの受容こそが保育研究の醍醐味と言える。

実際、私が保育研究に従事した30年の間、研究それぞれの問い合わせが立ち現れる場面も、出会う人々も、また、自身の関心の重きも時々で異なっていたが、一貫して取り組んできた「保育という場での一人ひとりの成長の物語」を記述する試みを通して、いくつもの真理を手に入れることができた。同時に、目の前に立ち現れた色鮮やかな現象を論文として整理していくうちにその彩りが影をひそめることもしばしばあった。

当日は、研究を進めるうえで避けることができないこうしたリアリティについても触れながら、現前の現象に一筋の光をあてるためにいかに研究方法を推敲してきたのかといった点について、自身の研究体験をもとに紹介ていきたい。

## (3) 保育実践者としての問い合わせはじまる研究により見えてくる関係性

宇田川久美子

「自閉スペクトラム症の子どもといかに関係を構築するか」という保育実践者としての問い合わせが研究のはじまりであった。

保育現場で出会った自閉スペクトラム症4歳男児Rは人とはかかわろうとせず、ひたすら園庭の砂をすぐってはこぼすことを繰り返していた。モノとの二項関係はつくりやすいが、人の二項関係を結ぶこと自体には困難を抱えていたといえる。Rとの間に二項関係を構築することができないという関係性から脱するきっかけとなったのは、保育者の側からRに共同注視することで、Rの見ている世界と共に見て、共に感じようとしてRを模倣したことであった。模倣により身体感覚が共有されると、Rはモノとのかかわりを共有できることの“おもしろさ”を求め、保育者を模倣し、Rと保育者との間にモノとのかかわりを媒介とした三項関係が構築された。そしてRが三項関係を持続しようとする過程で、身体感覚を共有することでわき起こる真の「情感」に気付き、Rの視点の変化によりモノとのかかわりの背後にある「意図」を発見し、さらに三項関係における「意図」も共有可能であることに気付き、Rは保育者に「宣言的指さし」で「意図の共有」と「共働」を求め、人との二項関係が構築された。従来、乳児の人やモノとの関係構築は、まずは二項関係が結ばれてから三項関係を結ぶことが可能となると考えられている。しかし自閉スペクトラム症の子どもの人やモノとの関係構築は三項関係から人ととの二項関係が構築されることが明らかとなり、なぜ二項関係の構築に導かれるのかというと、自閉スペクトラム症の子どもにとって二項関係には“おもしろさ”（深層の情感）の共有という意味があるからである。

保育実践者としての問い合わせはじまった研究の成果より、研究者は研究対象の「深層の情感」を考慮し、意味づけるという研究対象との関係の在り様が見えてくるのではないだろうか。

## 実行委員会企画 シンポジウム3

# 不適切保育を考える —子ども、家庭、保育者の安心・安全を守るために—

企 画	第77回大会実行委員会
話題提供	谷村 誠（社会福祉法人 みかり会 理事長・幼保連携型認定こども園 多夢の森 園長） 北野 久美（認定こども園 あけぼの愛育保育園 園長） 鶴 宏史（武庫川女子大学 教授）
指定討論	矢藤誠慈郎（和洋女子大学 教授）
司会・趣旨説明	中谷奈津子（神戸大学大学院 教授）

### 1 企画趣旨

2022年以降、保育の現場で「不適切保育」の問題が相次いで報道された。それを受け、不適切な保育への対応に関する全国的な実態調査が行われ、2023年5月、こども家庭庁によってその結果が報告されている。自治体調査においては、「不適切な保育が疑われるとして事実確認を行った件数」が保育所では1,492件、そのうち「不適切な保育の事実が確認された件数」は931件との報告がなされた。また施設調査においては、保育所で「不適切な保育として施設内で確認された件数」が全国で19,603件と報告される一方、「0件」と回答する園が全体の72.8%を占めるなど、「不適切」をどのようにとらえるかが明確ではないことが課題として浮かびあがった。少しでも気になる行為等であればそれを「不適切な保育」ととらえ、多くの件数を報告した施設もあれば、虐待等と同じように厳密にとらえ報告した園も多いものと推察される（こども家庭庁・文部科学省2023）。

同年こども家庭庁によって作成された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」では、これまでの「不適切な保育」の捉え方の見直しを図り、「不適切な保育」を「虐待等と疑われる事案」と位置づけ、さらにその中には施設における虐待等が含まれ得るものとした。その上で、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとの問題提起がなされている。

ガイドラインでは、その具体的な方策として、施設内での虐待発見後のフローチャートや保育現場での日々の振り返り、職員一人ひとりの人権尊重の意識の共有などが提案されている（こども家庭庁2023）。さらに別の調査においては、相互のフォローアップ体制や同僚性のあり方なども考慮に入れる必要性が指摘されている（全国私立保育連盟調査部2023）。子どもの最善の利益を追求するにあたり、「不適切な保育」はあってはならない。子どもを育てる保護者にとって、また子どもの保育に携わる保育者にとっても、保育の場やそこに関わる人々に対する安心感や信頼感は必須のものとなる。

では「不適切な保育」を未然防止するために、それぞれの園や地域、政策レベルにおいて、どのような取り組みが求められるのか。本シンポジウムでは、経験豊富な実践者、研究者からの話題提供をもとに、「不適切な保育」を切り口として、子ども、家庭、保育者の安心・安全を守るために具体的な方策について議論を深めていきたい。

### 2 話題提供

#### (1) 「安全な居場所」と「安心の土台」を築くために～起こりうる要因と今後の取組課題～

谷村 誠（社会福祉法人 みかり会 理事長・幼保連携型認定こども園 多夢の森 園長）

「不適切保育」は、今に始まった問題ではなく、内在し続けていたのではないかと考える。本法人においても、既に一連の対応は終えてはいるが、過去に関係者に対しあてられ申し上げた事案を経験している。

起こす要因の一つは、不適切な保育に該当する行為であるにもかかわらず、本人は問題ないと捉えていたり、子どものために良かれと思ってやっていたりする行為が、人権を侵害する行動であるとの認識がないなど、経営者

の責任も含め、職員の人権に関する理解が不足していることである。また、人間関係や組織風土等により、ストレスを抱えた職員が、さらに保護者に対しての支援を担うなど、余裕を持って保育にのぞめない職場環境にあると考える。

本法人においても、二度と起こさぬようにと努めている中で、この問題に対しては、個々の法人や施設の取組みは勿論のこと、防止には関係者の理解のもと協働が必要だと認識している。今回のシンポジウムにおける議論が、その一つの機会になればと期待している。

## (2) 日常の保育での子どもの権利～視点はいつも子どもたち～

北野 久美（認定こども園 あけぼの愛育保育園 園長）

「不適切保育」の報道では、すべての保育士が疲弊し、そのやり場のない気持ちを子どもに八つ当たりしているかのような内容が先行しているように見受けられる。一方で、この不適切保育、元保育士の逮捕といったことから、保育界全体に、まずは自園の保育をしっかりと見直すことが求められてきた。保育の本質を理解し、保育力を発揮するために、まず自身の保育、自園の保育、保護者との関係性、地域との連携についての見直しに真摯に取り組んだ数年でもある。この基盤にあるのは、「子ども理解」「子どもの権利」であり、「不適切」を考えるために、「適切」とは何かを保育士が真から理解しなければならないと考える。

2017年、全国保育士会では「子どもを尊重する保育」のために、自己点検の機会として「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を作成した。すでに多くの園でこのリストに基づいて自身の保育の見直しが行われている。厚生労働省からもこのリストを用いての振り返りを推奨されている。

保育所保育の本質は・子どもの健全育成・保護者の就労支援・子育て支援（保護者、地域）という大きな3本の柱であり、それはどんなに状況が変わろうと揺れてはいけない。

本シンポジウムでは、そのチェックリストを中心とした模索しながらの日々の実践を紹介し、「不適切な保育って何だろう」「適切な保育って何だろう」「子どもの人権とは」等について、互いに考えを深めていきたい。

## (3) 子どもの権利擁護と専門職倫理

鶴 宏史（武庫川女子大学 教授）

専門職倫理は、専門職の行動規範（専門職としての正しい・望ましい行動の指針）である。そして、倫理綱領は、この専門職倫理を倫理基準として明文化したものであり、専門職が遵守すべき事項を示したものである。これらが必要とされる理由は、専門的な知識や技術は悪用できることに加えて、特に対人援助職においてはその職務が他者の尊厳、生命、生活や人生に大きな影響を与えるためである。そのため、専門職が職務を遂行する際には、個人的な価値観や倫理ではなく、専門職としてのそれに基づく判断が必要とされる。これが欠落すると、保育者に関していえば、子どもを大人の都合で統制したり、子どもを傷つけたりする事態が発生する。

「不適切な保育」を専門職倫理から見た場合、専門職倫理（倫理綱領）に抵触することであり、専門職としての責務や社会的責任を果たしていないことを意味する。保育者関連の倫理綱領には「全国保育士会倫理綱領」があり、8つの行動原理が明示されている。子どもへの責任の観点から捉えると、「不適切な保育」は、①子どもの最善の利益の尊重、②子どもの発達保障、⑤チームワークと自己評価、⑥利用者の代弁、⑧専門職としての責務の5つの行動原理に抵触していることになる。

「不適切な保育」防止の方策の一つとして、専門職倫理の理解と内在化を通して、保育者は子どもの尊厳や権利を守る専門職としてのアイデンティティの確立が求められる。これを土台にして、人権意識の共有や各種フローチャート・チェックリストが活用されるべきだろう。そのためには、養成校段階における専門職倫理教育と、現任者の専門職倫理教育が重要となる。

## 「with 感染症」時代における保育と子どもの育ちを考える —全国調査の結果から見えてきたもの—

企 画 課題研究委員会

話題提供 新井美保子（岡崎女子大学・課題研究委員）  
 三宅 茂夫（神戸女子大学・課題研究委員）  
 西山 修（岡山大学・課題研究委員）  
 花輪 充（東京家政大学・課題研究委員）

司会・趣旨説明 佐々木 晃（鳴門教育大学・課題研究委員会委員長）

### 1 企画主旨

**佐々木 晃**

本委員会は2019年度の新型コロナ感染症の発生・拡大期からこのテーマに取り組んできた。現在は収束し、保育の現場でもコロナ以前の生活が戻ってきたように見える。むしろ、次々と起こる問題や課題への対応に奔走する現場においては、「ひと昔前の禍」の感すらある。コロナ前を知らない在園・所の子どもや保護者、若い保育者達には、現在の保育が標準になっている。

しかしながら、コロナはめまぐるしく変転し、複雑かつ予測困難な時代を歩む私達に、強烈な不確定要因を加え、従来の保育の見直しと変化を与えてきたことを忘れてはならない。前回の調査報告は、感染拡大期の第75回大会であった。参加者の関心は高く、不安や課題に直面しながらも未曾有の状況に立ち向かい力強く保育実践を進めている様子が伝えられ議論を深めた。今回は、昨年秋に実施した全国調査「『with 感染症』時代における保育と子どもの育ちを考える調査」の結果を発表し、「こどもまんなか」のための保育に資する議論を展開したい。

### 2 話題提供

#### (1) 回答者の属性、子どもの育ちを支える援助

**新井美保子**

##### 回答者の属性

今回の調査は、2023年9月にGoogleフォームを使用して実施し、全国45都道府県より1,353名（有効回答数1,345名）の方にご回答いただいた。地区別の内訳は北海道・東北109名、関東354名、中部165名、関西282名、中国136名、四国123名、九州・沖縄137名である。

園の種別は表1のとおりである（無回答を除く）。回答者の職名は、「園長・所長・施設長」が77.0%、「副園長・教頭・主幹教諭・主査・主任等」が21.8%である。

園の規模は総園児数49名以下が3割と最も多く、100名未満の小規模な園が全体の約6割を占めている一方で、200名以上の園も約1割ある。1園当たりのクラス数も1~3クラスが36.2%、4~6クラスが35.4%である。

表1 回答者の所属 (人(%))

	幼稚園	保育所	認定こども園	合計
公立園	456 (34.1)	117 (8.8)	141 (10.5)	714 (53.5)
私立園	270 (20.2)	56 (4.2)	295 (22.1)	621 (46.5)
計	726 (54.4)	173 (13.0)	436 (32.6)	1335 (100.0)

##### 子どもの育ちを支える援助

今後、もしコロナ禍のような状況が生じた場合、保育者は子どものどのような育ちを保障すればよいのだろうか。2021年9~10月に実施した予備調査で明らかになった「コロナ下の保育の中で、気になる子どもの育ち」の中から、特に不安視された項目を中心に、「今後、保育上特に意識して援助していきたいと思われること」を尋ねた。

5領域の観点から22項目を作成し4件法で尋ねたところ、15項目で「とてもそう思う」が50%以上となった。

具体的には、「友達と心から笑い合うなど心と心が触れ合い、人への親しみや共感性が育つように援助」(1位、69.1%)、「葛藤、協同・協力の体験等を通して、人とのよい関係をつくる力を援助」(2位、68.2%)、「自己主張や人間関係の調整など、コミュニケーション能力を援助」(3位、64.4%)、「みんなで歌ったり、踊ったり、演奏したり、演じたりするなど、人と共鳴する感覚や楽しさを援助」(5位、62.5%)等、領域に関わらず「人との関わり」に関する項目が重視されていた。また、「進んで体を動かそうとする意欲や運動能力を援助」(6位、61.7%)、「情緒的な安心感や安定感を援助」(7位、59.0%)等、心身の健康に関する項目も高い。

この他、「自然体験や社会体験を通じて、優しさや命を大切にする心、たくましさ等」(4位、64.3%)、「自然体験や社会体験などの直接体験に基づく確かな知識・技能等」(9位、56.6%)、「小学校との連携に努め、小学校生活に自信や期待をもつこと」(8位、58.1%)等、園外活動や直接体験を通して心情や知識・技能を育てることの大切さを指摘する回答も多かった。その中で「高齢者や地域との交流、公共施設等の使用」に関する項目は41.6%(21位)と低く、意識に差が見られる。

次に、「子どもの遊びや活動、生活環境等について、現在、取り組んだり工夫したりしていること」を4件法で尋ねたところ、「よく行っている」項目として「戸外で十分に身体を動かす活動」(46.5%)が予備調査の19.3%から大幅に増加していることがわかった。一方、「行事中心から子ども主体の活動を増やしている」(27.9%)は予備調査とほぼ同程度の水準に留まり、「遊びの拠点を分散させ集団一斉活動を削減」は「行っている」を含めると20ポイント以上低下していることがわかった。

コロナ下の保育では、厳しい制限下でも保障すべき子どもの育ちは何か、どのように保障するかが問われ、子どもの育ちの視点に立って保育・幼児教育の本質を考える機会となった。今回の調査結果に表れた子ども同士の関わりの重要性や、戸外での運動や活動、直接体験に基づく心情や知識・技能等の育成等は、それらへの回答であると考えられる。一方でコロナ禍前の保育内容に戻そうとする様子もうかがえる。コロナ下の経験を生かして、子どもの育ちを保障していく姿勢を基本とした保育・幼児教育を推進していきたい。

## (2) 園・保護者・地域の関わりと行事実施におけるコロナ下での学びとこれから

三宅 茂夫

本発表では、コロナ感染拡大期から5類変更以降までの、園の保護者や地域との関わりおよび行事等の実施状況や変化、その間の学びや気づきを整理し、今後に向けた検討をする。

### 保護者との関わりについて

関わりは時間的・内容的に改善された。保護者会・PTA活動は、コロナ前のように対面実施する園が増加傾向となつたが、引き続き時期や方法、内容を変えた対面実施が最も高い割合であった。オンラインでの子どもの様子配信など工夫した関わりも継続されている。連携状況は改善されつつも、園と保護者、保護者と地域の関係構築の困難さは今回も示された。

拡大期の保護者の声や相談等で意外とされたのは、行事変更への保護者の理解、マスクに関する多様な反応、感染対策の園と保護者・保護者間の意識差などである。関わりの変化の気づきと学びは、保護者の理解を得るために適切な情報提供と説明、保護者に寄り添った対応、対面での関わりなどの大切さである。

### 地域との関わりについて

関わりの機会は、変わらずとの回答もあり改善しきれていない現状がある。関係性はコロナ前から変わらないとの回答もあるが、多くの園で実施された制限から積極的な関わりに転じる傾向がある。関わりの工夫は、登園時の配慮は減少傾向にあるが、他の工夫の継続や情報発信などの活発化がみられる。表2のように、おもに拡大期に利用された社会資源は、活動や遊び

表2 コロナ感染症の拡大期に利用された社会資源

社会資源名	2023年 (%)	社会資源名	2023年 (%)
①児童館	66.6	⑫美術館・博物館・文化科学館等	6.9
②児童相談所	14.8	⑪公園	27.4
③相談業務を行うカウンセラーや関係機関	19.8	⑬民間スポーツ施設	2.0
④学校	36.8	⑭公共スポーツ施設	5.4
⑤他の保育施設	18.6	⑮民間遊戯施設	2.2
⑥保健所	38.2	⑯公共遊戯施設	5.6
⑦病院・医療機関	53.1	⑰行政機関	35.7
⑧警察	5.7	⑱イベント企画運営会社	1.9
⑨警備会社	4.8	⑲各種団体等の開催するイベント	4.3
⑩図書館	9.5	⑳その他	5.7

場の確保、疾病の予防・治療、園運営に関するもので、児童館や医療機関、公園、行政機関などである。今後拡大期のような状況で必要とされる社会資源は、多様な相談窓口、正確・迅速な情報システム、代替保育者派遣、病児保育施設、自然体験の場などとされた。

関わりの変化の気づきと学びは、子ども－園－地域の互恵的関係、園は地域のプラットフォーム、普段の交流・繋がり、保育・行事・地域交流の見直し、他施設・学校・他職種との連携、徹底した感染対策と説明などの大切さである。

#### 行事の実施について

コロナ前に戻す園が増えたが、依然内容や方法、時期を変更し実施する園もある。間近で参観できるなど保護者の好評価から、新たな行事も含め少人数などにより実施する園も多い。園により、行事の拡大・精選、保育理念、園の運営、保護者の要望などの捉え方に違いがあり多様な意見が示されたが、子どもの育ちなどの点から検討される必要があろう。

行事の選定・計画・実施等での気づき・学びには、行事の復活を求めるが、安易にコロナ前に戻さず、子ども主体や育ちからの検証の必要性を述べたものが多い。コロナ禍は保育の本質を見直し、行事や保育の見直しを実践的に学ぶ契機となった。一方で、職員の働き方改革や負担削減を理由に縮小化を模索する意見もある。子どもの最善の利益保証と保育者の職場環境保証などの問題を的確に捉えた議論が求められよう。

### (3) 「園での取組」「ICT等の活用」「子どもの育ちへの影響」の捉え

西山 修

コロナ下、各園では保育者の工夫と努力によって様々な取組がなされてきた。今、振り返り、保育現場では、これらの取組をどのように捉えているのだろうか。文章完成法(SCT)による記述データのテキストマイニングから、うまくいった取組として、「園行事での工夫・協働」「日々の感染対策」「家庭との連携による健康管理」「密を避けたクラス活動」「動画配信・情報発信」等が挙げられた。一方、うまくいかなかった取組として、「感染予防」「消毒の徹底」「マスク着用」「保護者の理解」「園行事の制限・中止」「地域交流の機会」「コミュニケーションの不足」等が挙げられた。また、コロナ禍を経て、自園が何を経験したと捉えているか尋ねたところ、その記述には「子ども」「保育」「行事」「見直し」「感染」「大切」などの語が頻出していた。改めて保育を見つめ直し、本当に大切なものは何か思案されたことがうかがえる。

子どもの育ちを保障していくため、各園ではICT等をどのように捉え、どの程度活用されたのだろうか。まず、コロナ下と現在における、園でのICT等の関心度を尋ねたところ、現在の関心度はコロナ下に比べ有意に高かった。園の種別では、公立幼稚園、公立こども園で有意な上昇が見られた。前回調査では、コロナ下の関心度は、コロナ前に比べて有意に上昇していることが示されたが、今回の結果から、高い関心が現在も維持されていることが明示された。次に、園でのICT等の活用度を尋ねたところ、現在の活用度は、コロナ下に比べ有意に高いことが示された。ただし、前回調査と同様に、園の種別による差は大きく、標準偏差も大きい。コロナ禍を通じて、ICT等への関心は全体として高まった中で、その活用では各園に差も生じていると考えられる。

課題研究委員会では当初から、コロナ下での「子どもの育ち」への影響を憂慮し、調査研究の1つの焦点としてきた。コロナ禍による子どもの育ちへの影響を保育現場は今、どのように捉えているのだろうか。テキストマイニングでは、自園での子どもの育ちについて、「人と関わる力」「経験不足」「マスク着用による表情の見えにくさ」「自分の思いを伝えること」「コミュニケーション不足」などの記述が繋がりを持つ形で見られた。子どもの育ちへの影響度を尋ねたところ、園の種別による状況の違いにもかかわらず、その捉えに違いはなかった。子どもの育ちへの影響度を高く捉えていた園に注目すると、「コミュニケーション」「年齢」「人との関わり」「環境」「制限」等に関わる記述が見られた。一方、影響度を低く捉えた園では、「職員間の連携」を挙げ、子どもの変化は特に感じられないとの記述が散見された。当日は、具体的な保育現場の声も紹介しつつ、コロナ禍が私達に何を突き付け、何を残したのか、改めて問い合わせたい。

#### (4) 職員間のコミュニケーションを支えた誇り

花輪 充

本調査では、チームワーク、信頼関係、ストレス解消、情報共有の円滑化の4つの視点から回答者に質問を投げかけ、北海道・東北（107件）、関東（353件）中部（160件）、近畿（270件）、中国（135件）、四国（122件）、九州・沖縄（135件）の7地方区ごとに、コロナ感染拡大期から5類移行期以降における職員間のコミュニケーションの変容について調査・分析を行った。

**チームワーク** (1) コロナ感染拡大期に比べ、職員間のチームワークはどのように変化したか。**①**コロナ感染拡大期に比べ、職員間のチームワークは著しく向上、**②**コロナ感染拡大期に比べ、職員間のチームワークは向上、**③**コロナ感染拡大期と変わらず、**④**コロナ感染拡大期に比べ、職員間のチームワークは低下、から回答を得た。その結果、7地方区ともに**③②**に回答が集中（表3）。(2) 該当理由として、情報共有がスムーズにできる環境の整備、個人のアイデアや考えを受け止めてくれる機会の整備が上位を占めている。

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
1	<b>③</b> 47%	<b>②</b> 48%	<b>③</b> 44%	<b>③</b> 49%	<b>②</b> 45%	<b>③</b> 48%	<b>②</b> 46%
2	<b>②</b> 39%	<b>③</b> 40%	<b>②</b> 43%	<b>②</b> 39%	<b>③</b> 43%	<b>②</b> 42%	<b>③</b> 44%

(表3)

**信頼関係** (1) コロナ感染拡大期に比べ職員間の信頼関係はどのように変化したか。**①**コロナ感染拡大期に比べ職員間の信頼関係が著しく向上、**②**コロナ感染拡大期に比べ職員間の信頼関係が向上、**③**コロナ感染拡大期と変わらず、**④**コロナ感染拡大期に比べ職員間の信頼関係が低下、から回答を得た。その結果、7地方区ともに**③②**に回答が集中（表4）。(2) 該当理由として、相手の気持ちに寄り添える共感力の獲得、要求や依頼等の円滑な受け止めが上位にあげられるなど、職員間の信頼関係の構築が問われていることが分かる。

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
1	<b>③</b> 61%	<b>③</b> 61%	<b>③</b> 59%	<b>③</b> 61%	<b>③</b> 52%	<b>③</b> 60%	<b>③</b> 54%
2	<b>②</b> 29%	<b>②</b> 29%	<b>②</b> 36%	<b>②</b> 32%	<b>②</b> 40%	<b>②</b> 33%	<b>②</b> 41%

(表4)

**ストレス解消** (1) コロナ感染拡大期に比べ職員のストレス解消対策についてどのような手立てを講じているか。**①**コロナ感染拡大期以降も職員のストレス解消対策に積極的に取り組む、**②**コロナ感染拡大期以降も職員のストレス解消対策に取りくむ、**③**コロナ感染拡大期以降も変わらず、**④**コロナ感染拡大期以降も職員のストレス解消対策は特に考えず、から回答を得た。その結果、7地方区ともに**②③**に回答が集中（表5）。このことから、職員間のストレスを回避の方略が恒久的に取り組まれていることが推察できる。(2) 該当理由にある相互理解の深化による信頼関係の回復、同僚と良好な関係構築を裏付けるものと判断できる。

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
1	<b>③</b> 46%	<b>②</b> 43%	<b>②</b> 45%	<b>③</b> 42%	<b>②</b> 43%	<b>②</b> 41%	<b>③</b> 43%
2	<b>②</b> 36%	<b>③</b> 41%	<b>③</b> 41%	<b>②</b> 40%	<b>③</b> 41%	<b>③</b> 36%	<b>②</b> 41%

(表5)

**情報共有の円滑化** (1) コロナ感染拡大期に比べ、どのような情報共有の円滑化のために対策を講じているか。**①**コロナ禍以降、職員間の情報共有の円滑化のために積極的な対策を講じる、**②**コロナ禍以降、職員間の情報共有の円滑化のために対策を講じる、**③**コロナ感染拡大期と変わらず、**④**コロナ禍と比べ職員間の情報共有の円滑化のために対策は行わず、から回答を得た。その結果、7地方区ともに**②③**に回答が集中（表6）。(2) これは、情報共有を円滑化するために欠かせない職員同士の交流がコロナ禍を契機として強化されたともとれる。それは、コミュニケーションによる情報共有の円滑化、・コミュニケーション機会の活性化といった該当理由から推測できる。

回答件数の違いはあれ、7地方区4視点全てにおいて同様な結果が得られたことに着目したい。「コロナ感染拡大期と変わらず」といった文言は、決して消極的な心情を指し示しているのではない。保育職従事者として、あるべき姿勢を果敢に物語っていると捉えるべきであろう。

	北海道・東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
1	<b>③</b> 49%	<b>②</b> 46%	<b>③</b> 48%	<b>③</b> 46%	<b>③</b> 50%	<b>③</b> 47%	<b>②</b> 45%
2	<b>②</b> 44%	<b>③</b> 39%	<b>②</b> 37%	<b>②</b> 41%	<b>②</b> 39%	<b>②</b> 40%	<b>③</b> 43%

(表6)